住所　東京都荒川区東日暮里３丁目12番17号
梁希世　昭和53年４月３日生
住所　東京都杉並区永福２丁目38番３号
文豊　昭和30年８月29日生
住所　三重県四日市市大字東阿倉川53番地106
金友希　昭和56年３月11日生
住所　三重県鈴鹿市池田町1143番地
金史明　昭和57年５月27日生
住所　島根県松江市大正町487番地12
黄留美子　昭和48年11月30日生
住所　札幌市中央区大通西９丁目３番地13
李求七　昭和５年５月２日生
宜美智子　昭和16年10月14日生
李眞紀　昭和42年10月30日生
住所　札幌市中央区南７条西20丁目１番15号
李潤子　昭和39年11月７日生
住所　石川県輪島市新橋通６字５番地７
鄭一二美　昭和39年４月17日生
姜泰旭　平成３年８月25日生
姜泰瑛　平成４年10月13日生
姜泰宇　平成８年６月４日生
住所　東京都大田区中央５丁目７番１－302号
李聖美　昭和46年12月27日生
住所　東京都港区海岸２丁目４番12－1005号
姜美娜　昭和54年１月６日生
住所　福井県鯖江市神明町４丁目６番８号
金祐一　昭和41年２月１日生
金恵美　平成18年11月３日生
住所　石川県加賀市山代温泉十六の63番地
金松枝　昭和28年６月26日生
住所　山口県宇部市大字沖ノ旦534番地７
崔榮順　昭和28年12月30日生
住所　東京都足立区竹の塚４丁目３番25－501号
姜美里　昭和54年６月21日生
住所　東京都荒川区荒川７丁目50番９－1607号
洪祺　昭和26年２月24日生
住所　東京都板橋区成増３丁目51番１号
兪日昇　昭和25年３月15日生
住所　東京都北区志茂４丁目14番１－103号
兪日幸　昭和34年10月30日生
住所　東京都世田谷区北烏山１丁目42番18号
李慶章　昭和53年７月23日生
住所　東京都大田区田園調布１丁目10番３－404号
郭紗羅　昭和58年５月14日生
住所　岡山県倉敷市連島町鶴新田1694番地１
趙二煥　昭和45年１月13日生
河永愛　昭和47年７月13日生
趙蓮　平成11年４月16日生
趙信　平成13年４月７日生
趙冠　平成15年５月13日生
住所　埼玉県和光市白子２丁目25番１－1101号
鄭榮順　昭和50年３月22日生
住所　埼玉県ふじみ野市市沢３丁目７番３－302号
李乂美子　昭和40年12月19日生
住所　さいたま市北区奈良町32番地26
南陽子　昭和54年10月15日生
住所　埼玉県比企郡滑川町大字都４番地３
金浩一　昭和37年12月22日生
住所　埼玉県草加市青柳５丁目28番31号
安惠順　昭和46年５月25日生
住所　青森県八戸市大字大久保字大山３番地29
金福順　昭和16年４月９日生
住所　岐阜県多治見市脇之島町７丁目44番地17
徐明奎　昭和13年２月25日生
金鎭今　昭和16年３月22日生
徐早苗　昭和39年12月19日生
徐好充　昭和45年２月３日生
住所　長野県岡谷市田中町一丁目６番３号
鄭未阿　昭和50年10月４日生
住所　東京都目黒区碑文谷４丁目21番19号
梁和子　昭和24年12月７日生
郭祐一　昭和53年10月25日生

○財務省・農林水産省告示第四号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月十八日

財務大臣　菅　直人
農林水産大臣　赤松　広隆

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年一分四厘
七年を超え八年以下	年一分四厘五毛
八年を超え九年以下	年一分五厘五毛
九年を超え十年以下	年一分六厘五毛
十年を超え十一年以下	年一分七厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分八厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年二分五毛
十五年を超え十七年以下	年二分一厘五毛
十七年を超え十八年以下	年二分二厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年二分三厘

○厚生労働省告示第八十五号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十二年三月十八日

厚生労働大臣　長妻　昭

表の（項）　地域子育て支援対策費

（項）	（目）	法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理
		法第七条第一項第二号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理
		法第八条の規定による決定の通知
		法第十条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消し等に係る通知
		法第十二条の規定による状況報告の受理
		法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知
		法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知
		法第十四条の規定による実績報告の受理
		法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、確定額の通知
	地域子育て支援対策費	すべての都道府県
	子育て応援特別手当交付金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	
	子育て応援特別手当事務取扱交付金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	
	子ども手当準備事業費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年八厘
七年を超え八年以下	年八厘五毛
八年を超え九年以下	年九厘五毛
九年を超え十年以下	年一分五毛
十年を超え十一年以下	年一分一厘五毛
十一年を超え十三年以下	年一分二厘五毛
十三年を超え十四年以下	年一分三厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分四厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分五厘五毛
十七年を超え十八年以下	年一分六厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年一分七厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。